



第2にしぼっぼ新聞



地域ケア推進圏域会議

認知症の人が地域で暮らすためにできること

12月6日、旭町・新富地域での地域課題を話し合う地域ケア推進圏域会議を柏地域医療連携センターにて行いました。

「認知症の人が地域で暮らすために私たちが共に今、できること」をテーマに旭町・新富地域の地区社会福祉協議会、民生委員協議会、助けあい団体、オレンジフレンズ、スーパー、ドラッグストア（薬局）に参加していただきました。

◆増える対応困難ケース

近年、旭町・新富地域において警察に保護される方や、お隣さんから認知症があつて心配な方がいるといった相談が多く寄せられています。

特に一人暮らしで身寄りのない方や、地域とのつながりが希薄な方の支援について、認知症の自覚がない為に関わりを拒否したりと支援は困難を極めているのが実情です。

また、団塊世代が75歳以上の後期高齢者を迎える2025年にはより一層、認知症の方が増えることが予想され、困難なケースも増えていくことが予想されます。

この現状を踏まえたうえで、それぞれの立場で何ができるか、できそうかを話し合いました。



R5.12.6 柏地域医療連携センターにて

◆「できること」を考える

グループミーティングではそれぞれの参加者から認知症の方とのコミュニケーションや、関わり方で苦慮されている現状を報告して頂きました。

そうした中でも、何とか関りが続くようにわかりやすく伝えたり、近所に働きかけたり、できることの工夫をそれぞれされていました。

一方で、地域全体での認知症理解の底上げが必要であり、認知症サポーター養成講座や勉強会などを実施する、認知症力フエなどで実際に認知症の人や家族との交流を深める、そのような事業を実施するための場所の提供も惜しまない、という次のステップへと繋がる意見も頂き勇気づけられました。

当センターとしても認知症の方にも住みやすい地域を目指す、皆様の協力を得ながら進めていきます。

まずはお電話、包括へ

所長

笠原 大幸



地域包括支援センター（以下、包括）は、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士の3職種が配置されている「高齢者の総合相談窓口」となっています。

柏市では13ヶ所（ブランチャ型1ヶ所含む）の包括が設置されており、包括ごとに担当の地域が決まっていますが、一般的な介護や福祉の相談であれば、どこかの包括でも相談可能です。

「電話だと声がよく聞こえない」「行くのがづらい」など、電話や来所での相談が難しい場合には、スタッフがご自宅まで訪問してお話を伺います。

また、土曜日（祝日除く）も営業していますので、ご家族のお休みの日に合わせて訪問日を調整することも可能です。まずはお電話ください。

現在、地域の多くの高齢者の方に包括を知っていただけのように、訪問による周知活動にも取り組んでいます。唐突に訪問させていただくことがあっても知れませんが、その際には少しだけお話をさせていただきます。

認知症地域支援推進員便り

人との関わりが「認知症予防」になる

～JAGES (ジェージス) から分かってきたこと



認知症予防と聞いて皆さんは何を思い浮かべるでしょう。「食生活」「運動」「脳トレ」などを思い浮かべて実践されている方もいらっしゃるかもしれませんが、

柏市が調査協力している JAGES (日本老年学的評価研究) に興味深い報告があります。「多様なつながりがあると認知症のリスクが半減する(図)」

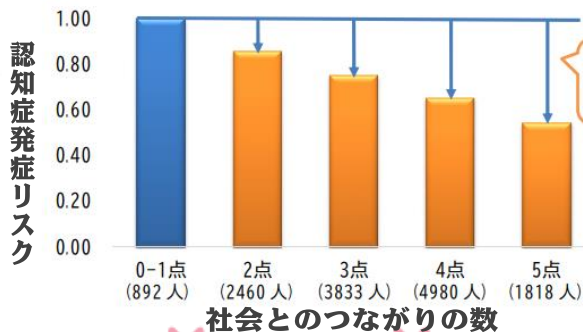
「通いの場に参加している人達の認知症発症率と要介護認定率は低い」

「友人知人と会う頻度が少ないほど、認知症になるリスクが高い」

これらを見ると一人では何かをするのではなく、「他の人たちと交流すること、ボランティアなどの役割を持つこと」が認知症予防に有効だと分かります。そしてこれは体力や気力の衰えであるフレイル予防にも共通することです。

あなたもぜひ一歩を踏み出して、人との輪の中へ飛び込んでみませんか。

図 社会的つながりの多様性得点と認知症発症リスク



「配偶者あり」「同居家族との支援のやりとりあり」「友人との交流あり」「地域のグループ活動への参加あり」「就労あり」の5項目を集計し、「0-1点」と比べた「2点」「3点」「4点」「5点」の認知症発症リスクを推定

《民間施設》

種 類	特 徴
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	認知症の方が少人数で共同生活を送りながら機能訓練や生活介護を受けられる。要支援2以上の方が対象。約13万円/月～だが医療費やおむつ代等は別途。
ケアハウス	自立した生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な60歳以上の方を対象。費用は本人の収入に応じて負担。入居時一時金が必要な場合あり。
介護付き有料老人ホーム	特定施設の指定(介護保険が定める利用料)を受けている24時間介護を提供する施設。約23万円/月～上限なし。別途、敷金、前払い金を設定する場合もあり。
住宅型有料老人ホーム	居住費、食費込みで約16万円/月～上限なし。介護サービスが必要な場合は別途、外部事業所との契約が必要であるため、サービスが増えれば自己負担も増加する。
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	高齢者向けの賃貸住宅で安否確認、生活相談サービスが受けられる。居住費、食費込みで約16万円/月～上限なし。介護サービスが必要な場合は別途、外部事業所との契約が必要であるため、サービスが増えれば自己負担も増加する。

介護保険制度



施設にはどんな種類があるの？



現在、施設の種類の多様化しており、要介護度、医療的ケア、認知症の有無や負担できる費用の上限等で選べる施設のタイプが分かれています。代表的な施設について知っておきましょう。

《介護保険施設》

種 類	特 徴
特別養護老人ホーム(特養)	自宅での生活が困難になった要介護3以上の方が対象の施設。生活介護や健康管理が受けられる。
老人保健施設(老健)	自宅に戻ることが目的に一時的に入所しリハビリテーションを行う施設。要介護の方が対象。
介護医療院	長期療養が必要な方を対象に慢性的な医療ケアを受けながら生活できる施設。要介護の方が対象。市内で1か所のみ。